

日本司法支援センター平成29年度業務実績評価 及び第3期中期目標期間業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成26年度からの第3期中期目標期間は、第2期中期目標期間に推進したサービスの質の向上と効率的かつ円滑な業務運営を維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図るとともに、高齢者・障害者等に対する援助の充実を推進することに重点が置かれていた。

その上で、まず、平成29年度の業務実績については、第3期中期目標期間の最終年度として、これまでの課題や成果を踏まえ、各種取組が適正に実行され、中期計画における初期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

次に、第3期中期目標期間の業務実績については、同期間を通して、中期目標を達成しているかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

まず、平成29年度の業務実績を総括的にみると、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき平成29年度の取組としては、訪日・在留外国人の増加傾向を踏まえ、多言語情報提供サービスの対応言語を増やして7か国語とし、対応件数も大幅に増加させたことなどが挙げられる。

次に、第3期中期目標期間の業務実績を総括的にみると、おおむね中期目標を達成していると認められる。

評価されるべき第3期中期目標期間中の取組としては、立替金の償還について、資力に乏しい者からの償還という困難性が内在する中、滞納者の特性に応じた督促等の工夫により、毎年度、償還率の向上を実現していることなどが挙げられる。

他方、改善されないままになっている課題としては、常勤弁護士につき、十分な採用人数が確保できず、未配置地域の解消に進捗が見られないこと、司法過疎地域事務所の新規設置や統廃合が実現に至っていないこと、支援センターの認知度が停滞し、今後の向上の見通しについて楽観を許さない状態となっていることなどが挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を持ち、解決に向けた工夫を行っていることは理解しているが、当評価委員会としては、更なる取組強化がなされることへの期待を込めて、引き続き注視していきたい。

3 今後の業務運営に向けた期待

常勤弁護士の応募者数の減少原因を的確に分析し、効果的な対策を講じることや、事務所の業務実施体制について、業務環境の変化要因を捉えた的確な予測等により、適時に体制の見直しが図られることを期待する。

また、支援センターの認知度については、関係機関との連携を通じた効果的な広報活動を展開するなど、不断の検討による一層の工夫を施しつつ、特に、業務認知度の向上を念頭に置いた取組を推進することを期待する。